

議案第 46 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり、町有施設の管理運営の不備により発生した三朝区所有の倉庫窓ガラス破損に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 9 日

三 朝 町 長 松 浦 弘 幸

1 和解及び損害賠償の相手方

三朝区

2 和解の要旨

町は、損害賠償金 10,560 円を支払うものとする。

3 事故の概要

（1）発生年月日

令和 4 年 4 月 28 日

（2）発生場所

東伯郡三朝町大字三朝地内（三朝区所有の倉庫）

（3）事故の状況

ホース乾燥塔に吊り上げられた消防ホースが強風に煽られ、隣接する和解の相手が所有する倉庫に接触し、当該倉庫の窓ガラスを破損したものである。